

第7回 生物多様性自治体ネットワーク定期総会

議 事 次 第

日時：平成 29 年 9 月 15 日（金）

午後 1 時から

場所：神戸市相楽園会館

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- （１）事業報告（第 6 期：平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月）について
- （２）事業計画（案）（第 7 期：平成 29 年 9 月～平成 30 年 9 月）について
- （３）国への要望について
- （４）自治体ネットワーク規約の改正について
- （５）自治体ネットワーク幹事の追加について
- （６）役員、幹事等による新たな幹事の確保について
- （７）役員（代表・副代表）の選出について

4 その他

5 閉 会

-
- 資料 1 事業報告（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月）
 - 資料 2 第 7 回 国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J） 概要
 - 資料 3 事業計画（案）（平成 29 年 9 月～平成 30 年 9 月）
 - 資料 4 要望書（案） （国への要望事項）
 - 資料 5 生物多様性自治体ネットワークの規約改正について
 - 資料 6 生物多様性自治体ネットワーク規約（改正案）
 - 資料 7 生物多様性自治体ネットワーク幹事会構成自治体名簿（第 7 期）（案）
 - 資料 8 役員、幹事等による新たな幹事の確保について
 - 資料 9 生物多様性自治体ネットワーク構成自治体一覧（参考）



生物多様性
自治体ネットワーク

事業報告

(平成28年10月～平成29年9月)

1 第6回 定期総会の開催

日 時：平成28年10月20日（木）11：00～11：40

会 場：岐阜清流文化プラザ 長良川ホール（岐阜県岐阜市）

議 事：事業報告／事業計画 等

2 第7回 幹事会の開催

日 時：平成29年8月30日（水）11：00～12：00

会 場：岐阜市文化産業交流センターじゅうろくプラザ（岐阜県岐阜市）

議 事：第7回定期総会の開催・議事について 等

3 国連生物多様性の10年日本委員会への参画

【委員会】

○ 第7回

日 時：平成29年6月22日（木）15：00～17：00

会 場：環境省

自治体ネットワーク出席者：岐阜県

議 事：委員会の運営／平成28年度事業報告／平成29年度事業計画 他

【幹事会】

○ 第12回

日 時：平成29年8月24日（木）10：00～12：00

会 場：経済産業省別館1階 114号室

自治体ネットワーク出席者：岐阜県

議 事：UNDB-Jの今後の運営について／「2020年に向けた取組の強化」の対応について／連携事業の認定について 他

4 ウェブサイトでの情報発信

生物多様性自治体ネットワークのWEBページにおいて、イベント情報や地域戦略などの自治体からの情報発信などを行うコミュニティサイトの運営・更新を行いました。

○ アドレス：<http://undb.jp/nlgb/>

○ 主な構成：

(1) トップページ

生物多様性自治体ネットワークについて、国際生物多様性の日について、これまでの取組、

参画団体一覧

(2) コミュニティサイト（構成自治体専用）

事務局からのお知らせ、自治体からの情報発信・意見交換

5 5月22日「国際生物多様性の日」一斉PRの展開

構成自治体が統一した生物多様性の啓発活動を一斉に行うことにより、生物多様性の浸透、主流化を一層推進しました。具体的には、5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に構成自治体により、統一したロゴマークを用いてホームページ等での普及啓発を展開しました。



生物多様性
自治体ネットワーク

6 交流事業の実施

構成自治体の様々な知恵や工夫、取組を〈共有〉、〈交流〉、〈発信〉し、自治体の課題解決や取組のレベルアップを図る交流事業を実施しました。

(1) 第6回生物多様性全国ミーティング&生物多様性自治体ネットワークフォーラム

日時：平成28年10月20日（木）13:00～16:30

参加者：生物多様性自治体ネットワーク参加自治体、環境省、一般県民等

参加人数：480名

場所：岐阜清流文化プラザ（岐阜県岐阜市学園町3-42）

内容：

○式典

生物多様性キャラクター応援団共同宣言式

UNDB-J「タヨちゃんサトくん」 岐阜県「ミナモ」

○講演

「生物多様性と動物園の役割」

講師：生物多様性リーダー・地球生きもの応援団

小菅 正夫 氏（北海道大学客員教授／旭山動物園元園長）

○認定連携事業の紹介と表彰式、UNDB-J 中間年評価とロードマップについての報告等

○フォーラム

・清流の国ぎふにおける生物多様性の取組みについて

「長良川流域の自然の恵みと伝統文化の継承～鵜飼、和傘～」

登壇者：岐阜県立森林文化アカデミー准教授 久津輪 雅 氏

小瀬鵜飼鵜匠 足立 陽一郎 氏

和傘職人 高橋 美紀 氏

・パネルディスカッション

「地域の生物多様性（自然）の恵みを生かした生活・文化のために」

コーディネーター：CEPA ジャパン 川廷 昌弘 氏

パネリスト：岐阜県立森林文化アカデミー准教授 久津輪 雅 氏

労働金庫連合会総合企画部長 安孫子 勝広 氏

NPO法人加茂女 曾我 千代子 氏

環境省

(2) 生物多様性エクスカーショ

日時：平成28年10月21日（金）9：00～12：30

参加者：環境省、生物多様性自治体ネットワーク構成自治体

参加人数：50名（自治体ネットワーク関係者および岐阜県職員）

場所：世界淡水魚園水族館アクアトト・ぎふ、岐阜県水産研究所（岐阜県各務原市）

日時：平成29年8月30日（水）13：30～15：30

参加者：環境省、生物多様性自治体ネットワーク構成自治体

参加人数：20名（自治体ネットワーク関係者および岐阜県職員）

場所：うかいミュージアム（岐阜県岐阜市）

7 関連事業の共催・後援

愛知目標の達成に向けて、生物多様性保全に関する事業の盛り上げを図るとともに、事業の成果を収集整理し、自治体間で情報共有を図るため、次の事業について共催・後援等をしました。

(1) 共催行事

行事名	開催日	主催等
第6回生物多様性全国ミーティング&生物多様性自治体ネットワークフォーラム	平成28年 10月20日	(全国ミーティング) 主催：国連生物多様性の10年日本委員会、環境省 共催：岐阜県、生物多様性自治体ネットワーク (フォーラム) 主催：岐阜県 共催：生物多様性自治体ネットワーク

(2) 後援行事

行事名	開催日	主催等
生物多様性アクション大賞2017	平成29年7月1日 ～平成30年3月31日	国連生物多様性の10年日本委員会

第 7 回 国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J） 概要

1. 日時 平成 29 年 6 月 22 日（木）15:00～17:00
2. 場所 環境省第 1 会議室（中央合同庁舎 5 号館 22 階）
3. 概要

（1）冒頭挨拶

山本大臣：『愛知目標』の達成期限である 2020 年まで、残り 3 年ほどとなってきた。わが国においては、生物多様性国家戦略に基づく各種施策を着実に実施してきたが、より一層の取組みの強化が求められている。昨年末にはメキシコ・カンクンで、生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）が開催され、関芳弘環境副大臣が『愛知目標』達成に向けたわが国によるイニシアチブとして、生物多様性日本基金を通じた地球規模での取組みの強化と、国内での政府及び各主体の連携による取組み強化を表明した。真に持続可能な社会を構築するためにも、私たちの生きる基盤である自然の恵みを認識、感謝し、次の世代につないでいくことが必要。

榊原委員長：昨年度、生物多様性の主流化を加速するため、2020 年に向けた目標と具体的な取組みをまとめた「ロードマップ」に基づいて、各構成団体が様々な取組みを展開したことに加え、UNDB-J としても、COP13 において生物多様性条約事務局と共同で「UNDB-DAY、国連生物多様性の 10 年の日」と題したイベントを開催し、関環境副大臣、二宮雅也経団連自然保護協議会会長が参加し、日本の取組みを世界に発信したことを紹介した。併せて、経団連自然保護協議会が設立 25 周年を記念し、今後 3 か年にわたり、アジア太平洋地域において、生物多様性保全に係る「人材育成」に取組む NGO の活動に対し、総額 1 億 5000 万円の支援を行うことを紹介しました。そのうえで、愛知目標の達成に向けた活動は SDGs の実現にも資するものとする。

（2）名古屋議定書締結の報告

- ・ 名古屋議定書は ABS について国際ルールを定めた議定書。国内ルールを定め、対策を講じることが目的。今年に入って国内措置に関して指針案をまとめた。
- ・ 5 月 10 日国会承認、5 月 22 日締結、締結から 90 日後、8 月 20 日に施行。
- ・

（3）平成 28 年度事業の実施結果について

平成 28 年度の事業実施結果について事務局から報告した。

（4）平成 29 年度事業の実施計画について

平成 29 年度の事業計画案について事務局から説明があり、了承された。

（5）UNDB-J の財務状況について

UNDB-J の財務状況について事務局から説明があり、了承された。

（6）UNDB-J ロードマップのフォローアップ結果について

- ・ UNDB-J ロードマップのフォローアップ結果について事務局から説明した。
- ・ UNDB-J として目指すべき数値目標を掲げ、各団体には自らの団体のロードマップを作成していただき、生物多様性の主流化、最終年には拡大、水平展開させているところにもっていきたい。

(7) 意見交換（2020 年を見据えた今後の取組について）

意見交換に先立ち、事務局から「平成 28 年度生物多様性認知度等調査（インターネット調査）」が共有された。また、経団連自然保護協議会からは、会員企業向けに実施している「生物多様性に関するアンケートー自然の恵みと事業活動の関係調査ー（平成 28 年度）」について説明があり、企業における生物多様性の認知度の高さや取組状況についての情報が共有された。

意見交換における各委員からの発言は以下のとおり。

①認知度について

- ・ 「生物多様性」の言葉だけで認知度が低いと評価していいのか。言葉の一般社会における認知度が低いというほどには、生物多様性についての認識が広まっていないとはいえないのではないか。アンケートの具体的な方法は難しいが、言葉に置き換えるのではなく、本当のことが訪ねられるように検討いただければと思う。
- ・ 動物園は生物多様性を多くの人が実感していただける場所であり、帰るときに MY 行動宣言を出してもらおうということはいいい取組。動物園で多様性の意味をしっかりと伝えていけば、かなり生物多様性の認知度に繋がる。毎年来園する方は去年から今年にかけてこういうことをした、と示せる仕組みがあれば良い。行動宣言したこと、その人達の生活にちょっとした違いが出てくることが重要ではないか。

②2020 年を見据えた今後の取組について

- ・ 地方創生を生物多様性の視点で言えば、地域資源による持続可能な生業による暮らしを意味していると言える。この委員会から SDGs の目標達成に向けて生物多様性を立脚点とした発信をして欲しい。
- ・ 発信方法について、2020 年はオリンピックも開催される年なので、1 年間全国各地の成果をつないでいき（成果リレー）、最後に COP15 の中国にも持っていき発信し、COP15 で生まれた新たな枠組みを日本に持って帰ってくる。1 回のイベントだけでは語り尽くせない取組が生まれているのではないか。
- ・ 河川を対象とした流域全体の広域連携等、生きものに焦点を合わせると行政区界を越えて別の側にも広がっている。各省庁で生物多様性の 10 年に触発された形で広がっている取組をきめ細かく拾っていくことがすごく大事。UNDB-J が主体になっていなくても、成果としてカウントしていくべきではないか。

事業計画（案）
（平成 29 年 9 月～平成 30 年 9 月）

■自治体ネットワークとしての情報発信

- ・構成自治体による 5 月 22 日「国際生物多様性の日」の一斉 PR
- ・「生物多様性自治体ネットワーク」WEB ページの更新

■自治体ネットワーク内の取組み

- ・定期総会・幹事会の開催
- ・「国連生物多様性の 10 年日本委員会」への参画
- ・フォーラム及びエコツアーの実施（平成 29 年 9 月 15 日・16 日）
- ・セミナー等の開催
- ・データベースの更新
- ・関連事業の共催・後援

環境大臣 中川 雅治 様

要 望 書（案）

平成 29 年 9 月 15 日



生物多様性
自治体ネットワーク

代表 岐阜県知事 古田 肇

要 望 事 項

1 生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略の策定及び地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条に基づく地域連携保全活動計画の作成への支援について拡充を図ること。

2 生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画に位置付けられた事業を実施するための支援の拡充を図ること。

具体的には、生物多様性国家戦略の施策に合致した新たな取組について、補助率の引上げや軌道に乗るまでの初動時に係る事業費の補償制度などについても検討すること。

また、急速に失われる可能性を持つ都市部の生態系や里山生態系を保全するための活動や希少種保全、外来種対策、地域の活動を活性化し持続性を高めるために実施する企業との連携促進等の取組について、財政的な支援の充実を図ること。

3 生物多様性の主流化を促進するため、環境省の各地方環境事務所等の関与のもと、生物多様性地域戦略等に沿った事業のうち、所管するブロックごとに優良な取組事例を紹介する事例集を作成し、マスコミやWEBページ等を通じて広くPRを図るなど、全国規模での啓発を行うこと。

また、生物多様性の保全に係る啓発グッズ等を製作し、国際生物多様性の日など各自治体が行うイベント時に配布できるように提供するなど、自治体の普及啓発への支援を行うこと。

4 生物多様性自治体ネットワークの活性化に向け、未加盟の自治体に対し国から積極的に加盟を働きかける等、さらなる支援を行うこと。

趣旨説明

(要望1、2 関連)

○ 生物多様性保全を地域に根づかせ、その活動を総合的にかつ計画的に進めるためには、生物多様性地域戦略や地域連携保全活動計画を策

定し、それに基づく取組を行うことが必要である。とりわけ、生物多様性地域戦略の策定は地方公共団体の努力義務とされているが、策定は進んでおらず、平成28年12月末現在の策定済み地方公共団体数は110団体にとどまっており、支援の拡充が必要である。

(参考) 生物多様性地域戦略策定済み地方公共団体数

(平成28年12月末現在)

都道府県39 政令指定都市15 市町村56 計110

(要望3 関連)

- 生物多様性保全の取組を進めて行くにあたり、地方環境事務所管内の優良取組事例を抽出し、自治体の優良事例集としてとりまとめ、マスコミを通じて全国規模の啓発を行うとともに、生物多様性の保全上、特に優良で模範的な取組を行う自治体に対しては、表彰制度を設けて、内閣総理大臣から表彰するなどのモチベーションを高める取組支援が必要である。

(要望4 関連)

- 生物多様性自治体ネットワークの加盟数は、ここ数年伸び悩んでいるほか、構成自治体や幹事団体について地域的な偏りがある。加盟数を拡大し、全国組織として当ネットワークを活性化するためには、全都道府県の加入が不可欠であることから、地方環境事務所ごとに都道府県等を対象とした連絡会議を設置するなど、設立時の経緯も踏まえ、加盟促進に資する国の積極的な働きかけが必要である。

生物多様性自治体ネットワーク

1 目的

本ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって2010年の第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする。

2 組織（平成29年8月末現在）

代 表：岐阜県知事

副代表：神戸市長

幹 事：愛知県、石川県、岐阜県、滋賀県、横浜市、名古屋市、神戸市、流山市、
佐渡市、松本市、豊岡市、対馬市、阿蘇市、黒松内町、菰野町

構成員：全国の道府県、政令市、市区町村155自治体

3 事業

- （1）生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- （2）国、民間団体、事業者等との連携・協働
- （3）「国連生物多様性の10年日本委員会」への意見・要望の発信

生物多様性自治体ネットワークの規約改正について

以下の理由により、生物多様性自治体ネットワークの規約を改正する。

1. 役員（代表及び副代表）の任期について（第10条）

役員は、総会において構成員の中から選任することとなっており（規約第8条）、また、その任期は1年とすることとなっている（規約第10条）。

しかし、総会の開催時期によっては、その任期が1年に満たないことがあるため、役員の任期を「当該役員が選任された総会から次期総会まで」とする。（ただし、再任は妨げない）。

2. 総会の審議事項について（第15条）

これまで、総会の審議事項に「幹事の選任又は解任」が含まれていなかったため、追加する。

3. 幹事の任期について（第19条）

総会で選任された幹事について、「1. 役員の任期について」に合わせ、「当該幹事が選任された総会から次期総会まで」とする。（ただし、再任は妨げない）。

生物多様性自治体ネットワーク規約（改正案）

（名称）

第 1 条 本ネットワークは、「生物多様性自治体ネットワーク」と称する。

（目的）

第 2 条 本ネットワークは、普通地方公共団体（以下、「自治体」という。）が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって 2010 年の第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働
- (2) 「国連生物多様性の 10 年日本委員会」への意見及び要望の発信
- (3) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- (4) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

（構成）

第 4 条 本ネットワークの構成員は、第 2 条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

（参加）

第 5 条 構成員として本ネットワークに参加しようとする自治体は、その意思を別添の様式 1 により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

（脱退）

第 6 条 脱退しようとする構成員は、別添の様式 2 の脱退届を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

（役員の種別）

第 7 条 本ネットワークに代表 1 名を置く。

2 必要に応じて、副代表を置くことができる

3 役員は、構成員となる自治体の代表者が務めるものとする。

（役員の選任）

第 8 条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

（役員の職務）

第 9 条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

（役員の任期）

第 10 条 ~~役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。~~

役員の任期は、当該役員が選任された総会から次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 特に理由があると総会で認めたときは、1 年を超えない範囲で任期を変更することができる。

3 その職をもって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第 11 条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（総会の構成）

第 12 条 総会は、構成員をもって構成する。

（総会の種別）

第 13 条 総会は、定期総会、臨時総会及び電子総会とする。

2 定期総会は、原則として毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。

4 電子総会は、特定の議決を要する事案があるときであって、当該事案に関する意見聴取、決裁等を目的として代表が認めたときにウェブ上にて開催する。

（総会の招集）

第 14 条 総会は、代表が招集する。

2 総会（電子総会を除く）を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の 2 週間前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 本ネットワークの事業計画及び事業報告

(2) 役員の選任又は解任

(3) 幹事の選任又は解任

~~(3)~~ (4) 規約の変更

~~(4)~~ (5) その他会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、全構成員の過半数の出席により成立する。ただし、電子総会においては、特に定足数は定めない。

2 委任状を提出した構成員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会（電子総会を除く）の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他記録として残す必要のある事項

2 代表は、総会（電子総会を除く）の開会時に議事録確認者を指名するものとする。

3 議事録は、事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第 19 条 本ネットワークに幹事会を設置する。

2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他代表が必要と認めた事項について検討を行う。

3 幹事会は、別紙の構成団体の担当部局長等で構成する。

4 幹事会には幹事長を置く。

5 幹事長は代表自治体の担当部局長等とする。

6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。

7 ~~幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。~~

幹事の任期は、当該幹事が選任された総会から次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

8 幹事会は、幹事長が招集する。

9 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

（部会）

第 20 条 本ネットワークに部会を設置することができる。

2 部会は、本ネットワークの目的の推進に資するため、代表が必要と認めた事項について情報交換、取組促進等を行う。

3 部会は、その活動状況等を総会において報告するものとする。

（事業年度）

第 21 条 本会の事業年度は、定期総会開催日のある月の 1 日に始まり、翌年の定期総会開催日のある日の前月の末日に終わる。

（事務局）

第 22 条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当該年度の代表を担当する自治体の主管部局に置く。

3 事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を速やかに全構成員に知らせることとする。

（委任）

第 23 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附則

この規約は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 11 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

生物多様性自治体ネットワーク幹事会構成自治体名簿(案)
(第7期:平成29年9月～平成30年9月)

幹事会構成自治体

都道府県		
	石川県	
	岐阜県	
	愛知県	
	滋賀県	
政令市		
	横浜市	
	名古屋市	
	神戸市	
	北九州市	新規
市町村		
	佐渡市	
	松本市	
	流山市	
	豊岡市	
	対馬市	
	阿蘇市	
	黒松内町	
	菰野町	
	鹿児島市	新規



生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体

(平成29年8月現在 155自治体)

		都道府県	政令指定都市	市区町村							備考
北海道・東北	北海道	北海道	札幌市		黒松内町	礼文町					幹事自治体
	青森県	青森県									
	岩手県				金ケ崎町						
	宮城県	宮城県	仙台市		登米市	大崎市					
	秋田県										
	山形県	山形県									
	福島県	福島県									
関東	茨城県										
	栃木県				小山市						
	群馬県				みなかみ町						
	埼玉県	埼玉県	さいたま市								
	千葉県	千葉県	千葉市		野田市	柏市	流山市				
	東京都				港区	目黒区	稲城市				
	神奈川県	神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	小田原市	厚木市				
			相模原市								
	新潟県	新潟県	新潟市		長岡市	佐渡市					
	静岡県		静岡市	浜松市							
中部	富山県	富山県									
	石川県	石川県			金沢市	小松市	珠洲市	加賀市			
	福井県				越前市						
	長野県	長野県			松本市	飯田市	軽井沢町				
	岐阜県	岐阜県			岐阜市	高山市	中津川市	美濃加茂市	可児市	北方町	坂祝町
					富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	御嵩町	
	愛知県	愛知県	名古屋市		豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	豊川市	津島市
					碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市
					江南市	稲沢市	新城市	知立市	尾張旭市	高浜市	田原市
					清須市	北名古屋	弥富市	あま市	長久手市	扶桑町	大治町
					阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	東栄町
	三重県	三重県			鳥羽市	志摩市	菰野町				
近畿	滋賀県	滋賀県			高島市						
	京都府	京都府	京都市		木津川市						
	大阪府		堺市		岸和田市						
	兵庫県	兵庫県	神戸市		明石市	西宮市	豊岡市	篠山市			
	奈良県	奈良県									
	和歌山県	和歌山県									
中国・四国	鳥取県	鳥取県									
	島根県	島根県			出雲市						
	岡山県	岡山県	岡山市		倉敷市	真庭市					
	広島県		広島市		福山市	北広島町					
	山口県	山口県			宇部市						
	徳島県	徳島県									
	香川県										
	愛媛県	愛媛県			松山市	西条市					
	高知県	高知県									
九州	福岡県	福岡県	北九州市	福岡市	うきは市						
	佐賀県	佐賀県									
	長崎県	長崎県			対馬市						
	熊本県	熊本県	熊本市		阿蘇市						
	大分県	大分県									
	宮崎県	宮崎県			綾町						
	鹿児島県	鹿児島県			鹿児島市	大和村					
	沖縄県	沖縄県			国頭村	南大東村	竹富町				
		35	19		101						155

(平成29年8月現在 155自治体)

	35	19	101	155
--	----	----	-----	-----